

## 農薬使用者への影響評価法に関する検討会 設置要領

### 1 目的

農林水産省は、農薬取締制度の見直しの一環として、農薬の安全性向上のため、農薬使用者への影響評価を新たに導入することとしている。このため、評価法等の技術的な検討を行うことを目的に農薬使用者への影響評価法に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2 検討体制

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には座長を置き、委員のうち委員の互選により選任する。
- (3) 座長は必要に応じて、座長代理を指名することができる。
- (4) 検討会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 3 検討事項

- (1) 導入する影響評価法の枠組み（暴露許容量及び暴露量推定の考え方等）
- (2) 評価結果に基づく登録の判断の考え方 等

### 4 情報公開

検討会は原則として公開とし、検討会終了後、配布資料及び議事概要を農林水産省のウェブサイトで公開する。ただし、農薬メーカーが所有する情報等、非公開情報を用いて検討する際や検討会が必要であると認めるときは、検討会、配布資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

また、検討会委員及び参加メンバーは、非公開の場合の検討会において知り得た情報（公開されているものを除く。）を第三者に漏らしてはならないものとする。

### 5 議事運営

- (1) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に置き、検討会の事務を処理する。
- (2) 検討会の議事進行は座長が行う。
- (3) 本要領に定めるほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において定める。

(別紙)

委員名簿

天野 昭子	岐阜県農業技術センター病理昆虫部部长研究员兼部长
石井 雄二	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部 第一室長
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科環境労働衛生学分野教授
櫻井 裕之	杏林大学医学部医学研究科教授
関田 清司	国立医薬品食品衛生研究所客員研究员
美谷島 克宏	東京農業大学応用生物学部食品安全健康学科教授
和田 健夫	元社団法人長野県植物防疫協会常務理事

(五十音順、敬称略)